

様式第1号（第2条関係）

<p>青少年の入場禁止</p> <p>この興行は、福井県青少年愛護条例第10条第1項の規定により有害興行に指定されましたので、青少年（小学校就学の始期から18歳に達するまでの者）は、入場することができません。</p>	20センチメートル
30センチメートル	

様式第2号（第4条関係）

<p>成人向けコーナー</p> <p>福井県青少年愛護条例第11条第4項の規定により、青少年（小学校就学の始期から18歳に達するまでの者）は、（購入・借受け・閲覧・視聴）することができません。</p>	15センチメートル
30センチメートル	

様式第3号（第6条関係）

<p style="text-align: center;">図書等（玩具刃物類）の自動販売機等設置（設置場所変更）届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福井県知事 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 ㊞</p> <p style="text-align: right;">〔 法人その他の団体にあつては、主たる事 務所の所在地、名称および代表者の氏名 〕</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>図書等（玩具刃物類）の自動販売機（自動貸出機）を設置（の設置場所を変更）したいので、福井県青少年愛護条例第15条第1項の規定により届け出ます。</p>	
設置予定年月日	年 月 日
自動販売機等の設置場所	市 町 (建物等の名称) 郡 番地
収納する物品の種類	
自動販売機等の設置場所の提供者	住 所 氏 名 〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所 〕 の所在地、名称および代表者の氏名 電話番号
自動販売機等の型式番号	
備 考	
<p>注 1 自動販売機等の設置場所が屋内にある場合には、「自動販売機等の設置場所」欄に建物等の名称を併せて記載すること。</p> <p>2 この届出書には、次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 届出者の住民票の写し（法人にあつては法人の登記事項証明書、その他の団体にあつては代表者の住民票の写し）</p> <p>(2) 届出者がこの届出に係る自動販売機等の設置場所の用地または建物の所有者でないときは、当該用地もしくは建物の提供者の承諾書または当該用地もしくは建物の提供に係る契約書の写し</p> <p>(3) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図</p>	

様式第4号（第6条関係）

図書等（玩具刃物類）の自動販売機等設置変更届出書 年 月 日	
福井県知事 様	
届出者 住 所 氏 名 ㊟	
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事 務所の所在地、名称および代表者の氏名 〕	
電話番号	
図書等（玩具刃物類）の自動販売機（自動貸出機）の設置に係る届出事項を変更したので、福井県青少年愛護条例第15条第2項の規定により届け出ます。	
変 更 事 項	
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日
備 考	
注 この届出書には、次の書類を添付すること。 (1) 自動販売機等の設置の届出をした者の住所または氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称または代表者の氏名、その他の団体にあつては代表者の住所または氏名）に変更があつたときは、その者の住民票の写し（法人にあつては法人の登記事項証明書、その他の団体にあつては代表者の住民票の写し） (2) 自動販売機等の設置場所の用地または建物の提供者を変更したときは、変更後の提供者の承諾書または当該用地もしくは建物の提供に係る契約書の写し	

様式第 5 号（第 6 条関係）

<p>図書等（玩具刃物類）の自動販売機等設置廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福井県知事 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 ㊟ 〔 法人その他の団体にあつては、主たる事 務所の所在地、名称および代表者の氏名 〕 電話番号</p> <p>図書等（玩具刃物類）の自動販売機（自動貸出機）の設置を廃止したので、福井県青少年愛護条例第 15 条第 2 項の規定により届け出ます。</p>	
廃 止 年 月 日	年 月 日
自動販売機等の設置場所	市 町 (建物等の名称) 郡 番地
備 考	

様式第6号（第7条関係）

<p>自動販売機等による図書等(玩具刃物類)の販売 (貸付)(自動販売機等設置場所変更)届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福井県知事 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 ㊟ (法人その他の団体にあつては、主たる事 務所の所在地、名称および代表者の氏名) 電話番号</p> <p>自動販売機等により図書等(玩具刃物類)の販売(貸付け)(をしている自動販売機等の設 置場所の変更)をしたいので、福井県青少年愛護条例第16条第1項の規定により届け出 ます。</p>	
販売等開始予定年月日	年 月 日
自動販売機等の設置場所	市 町 番地 (建物等の名称) 郡
自動販売機等に 収納する物品の種類	
自動販売機等の設置者	住 所 氏 名 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、 名称および代表者の氏名) 電話番号
自動販売機等の管理者	住 所 氏 名 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所または営業 所の所在地、名称および代表者の氏名) 電話番号
備 考	
<p>注 1 自動販売機等の設置場所が屋内にある場合には、「自動販売機等の設置場所」欄に 建物等の名称を併せて記載すること。</p> <p>2 この届出書には、次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 届出者の住民票の写し(法人にあつては法人の登記事項証明書、その他の団体 にあつては代表者の住民票の写し)</p> <p>(2) 自動販売機等管理者の就任承諾書</p> <p>(3) 自動販売機等管理者の住民票の写し(法人にあつては法人の登記事項証明書、 その他の団体にあつては代表者の住民票の写し)</p> <p>(4) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図</p> <p>(5) 自動販売機等管理者が未成年者でないことならびに精神の機能の障害により 自動販売機等の管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通 を適切に行うことができない者でないことを証する書類</p>	

様式第7号（第7条関係）

<p>自動販売機等による図書等（玩具刃物類） の販売（貸付）変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福井県知事 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: right;">〔 法人その他の団体にあつては、主たる事 務所の所在地、名称および代表者の氏名 〕</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">自動販売機等による図書等（玩具刃物類）の販売（貸付け）に係る届出事項を 変更したので、福井県青少年愛護条例第16条第2項の規定により届け出ます。</p>		
届出済証の番号	第 号	
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
備 考		
<p>注 この届出書には、次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 自動販売機等による図書等（玩具刃物類）の販売（貸付け）の届出をした者の住所または氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称または代表者の氏名、その他の団体にあつては代表者の住所または氏名）に変更があつたときは、その者の住民票の写し（法人にあつては法人の登記事項証明書、その他の団体にあつては代表者の住民票の写し）</p> <p>(2) 自動販売機等管理者を変更したときは、その者の就任承諾書、住民票の写し（法人にあつては法人の登記事項証明書、その他の団体にあつては代表者の住民票の写し）ならびに未成年者でないことならびに精神の機能の障害により自動販売機等の管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証する書類</p> <p>(3) 自動販売機等管理者の住所または氏名（法人にあつては主たる事務所もしくは営業所の所在地、名称または代表者の氏名、その他の団体にあつては代表者の住所または氏名）を変更したときは、その者の住民票の写し（法人にあつては法人の登記事項証明書、その他の団体にあつては代表者の住民票の写し）</p>		

様式第8号（第7条関係）

<p>自動販売機等による図書等（玩具刃物類） の販売（貸付）廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福井県知事 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: right;">〔 法人その他の団体にあつては、主たる事 務所の所在地、名称および代表者の氏名 〕</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>自動販売機等による図書等（玩具刃物類）の販売（貸付け）を廃止したので、 福井県青少年愛護条例第16条第2項の規定により届け出ます。</p>	
届出済証の番号	第 号
廃止年月日	年 月 日
自動販売機等の設置場所	市 町 番地 (建物等の名称) 郡
備 考	

様式第9号（第8条関係）

福 井 県	
第 号	
届 出 済 証	
自 動 販 売 機 等 の 設 置 場 所	
自 動 販 売 機 等 に 収 納 す る 物 品 の 種 類	
自 動 販 売 機 等 の 形 式 番 号	
自 動 販 売 機 等 に よ り 収 納 物 品 の 販 売 ま た は 貸 付 け を し て い る 者	
自 動 販 売 機 等 管 理 者	
自 動 販 売 機 等 の 設 置 場 所 の 提 供 者	
受 理 市 町	

12センチメートル

18センチメートル

様式第10号（第8条関係）

<p>届出済証再交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>福井県知事 様</p> <p>届出者 住 所 氏 名 ⑩ 〔 法人その他の団体にあつては、主たる事 務所の所在地、名称および代表者の氏名 〕 電話番号</p> <p>が 滅 失 し た 届出済証が 毀 損 し たので、福井県青少年愛護条例第18条第2項の規 定の識別が困難となった 定により届出済証の再交付を申請します。</p>	
届出済証の番号	第 号
自動販売機等の設置場所	市 町 (建物等の名称) 郡 番地
再交付を受けようとする理由	
備 考	

利用カード販売業届出書			
		年 月 日	
福井県知事 様			
届出者 住 所 氏 名			
[法人その他の団体にあつては、主たる事 務所の所在地、名称および代表者の氏名]			
電話番号			
利用カード販売業を営みたいので、福井県青少年愛護条例第 2 2 条の 2 第 1 項の 規定により届け出ます。			
営 業 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
利用カード の 販 売 所	所 在 地		
	名 称		
	電 話 番 号		
	販売所の用地また は建物の提供者の 住所および氏名な らびに電話番号		
	委託者の住所 および氏名なら びに電話番号		
利用カード の自動販売機	設 置 場 所		
	設 置 台 数	台	台
	設置場所の用地ま たは建物の提供者 の住所および氏名 ならびに電話番号		
	委託者の住所 および氏名なら びに電話番号		

(裏面)

販売する利用カードにより役務の提供を受けることができるテレホンクラブ等営業に係る営業所の名称および商品名	名 称	
	商品名	
備	考	
<p>注 1 利用カードの自動販売機の「設置場所」欄には、その設置場所の名称（店舗名等）も記載すること。</p> <p>2 この届出書には、次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 届出者の住民票の写し（法人にあっては法人の登記事項証明書、その他の団体にあっては代表者の住民票の写し）</p> <p>(2) 届出者が利用カードの販売所または自動販売機の設置場所の用地または建物の所有者でないときは、当該用地もしくは建物の提供者の承諾書または当該用地もしくは建物の提供に係る契約書の写し</p> <p>(3) 青少年立入禁止場所に利用カードの自動販売機を設置するときは、その青少年立入禁止場所の平面図（利用カードの自動販売機の設置箇所を明記したもの）</p> <p>3 記載すべき事項に対し所定の欄が不足する場合には、別紙を添付して、これに記載すること。</p> <p>4 この届出書は、2枚1組とし、2枚とも提出すること。</p>		

様式第12号（第10条関係）

<p>利用カード販売業変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福井県知事 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 ㊟ 〔 法人その他の団体にあつては、主たる事 務所の所在地、名称および代表者の氏名 〕 電話番号</p> <p>利用カード販売業に係る届出事項を変更したので、福井県青少年愛護条例第22条の2第2項の規定により届け出ます。</p>					
変 更 事 項					
変 更 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">変 更 前</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">変 更 後</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	変 更 前		変 更 後	
変 更 前					
変 更 後					
変 更 年 月 日	年 月 日				
備 考					
<p>注 1 この届出書には、次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 利用カード販売業の届出をした者の住所または氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称または代表者の氏名、その他の団体にあつては代表者の住所または氏名）に変更があつたときは、その者の住民票の写し（法人にあつては法人の登記事項証明書、その他の団体にあつては代表者の住民票の写し）</p> <p>(2) 利用カードの販売所または自動販売機の設置場所の用地または建物の提供者を変更したときは、変更後の提供者の承諾書または当該用地もしくは建物の提供に係る契約書の写し</p> <p>2 この届出書は、2枚1組とし、2枚とも提出すること。</p>					

様式第13号（第10条関係）

利用カード販売業廃止届出書

年 月 日

福井県知事 様

届出者 住 所
氏 名

㊞

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称および代表者の氏名 〕

電話番号

利用カード販売業を廃止したので、福井県青少年愛護条例第22条の2第2項の
規定により届け出ます。

利用カードの 販 売 所	所 在 地	
	名 称	
利用カードの 自 動 販 売 機	設置場所	
	設置台数	
廃 止 年 月 日		
備 考		

注 この届出書は、2枚1組とし、2枚とも提出すること。

様式第14号（第13条関係）

<p>青少年の入場禁止（深夜）</p> <p>福井県青少年愛護条例第42条の2第1項の規定により、 午後11時から翌日の午前4時までの間は青少年（小学校就 学の始期から18歳に達するまでの者）は、入場することが できません。</p>	20センチメートル
30センチメートル	

